

公益財団法人日本健康・栄養食品協会

平成 28 年度定時評議員会議事録要旨

1. 開会場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 2階 会議室
2. 開始日時 平成 28 年 6 月 22 日（水）14 時 00 分～15 時 30 分
3. 評議員現在数及び定足数
現在数 18 名、定足数 10 名
4. 出席評議員数 18 名
（出席）安部俊朗、蒲生恵美、北島秀明、佐藤良也、椎橋良太郎、清水秀樹、白神俊典、末木一夫、宗林さおり、鶴田康則、徳山陽滋、成松義文、埴雅明、原孝博、笛木弘治、松井睦子、武藤正樹、若尾修司
（欠席）大森丘、橋本賢次郎、鈴木恭蔵、森田邦雄
（出席監事）松田紘一郎
（出席理事）下田智久
5. 議案 第 1 号議案 平成 27 年度事業報告（案）に関する件
第 2 号議案 平成 27 年度収支決算（案）に関する件
第 3 号議案 定款変更（案）に関する件
第 4 号議案 役員の改選に関する件
報告事項
・平成 28 年度補正予算・事業計画変更について
・「番号法」施行に伴う規程等の変更について
6. 議事
（1）開会宣言・定足数の確認
議長から開会宣言があり、議長の要請により、事務局長から定足数の充足の報告があった。
（2）議事録署名人選任
議事録署名人として、宗林評議員、原評議員の 2 名が選任された。
（3）議案の審議状況及び議決結果
第 1 号議案平成 27 年度事業報告（案）に関する件
第 2 号議案平成 27 年度収支決算（案）に関する件
議長の求めに応じて、総務部長より第 1 号議案平成 27 年度事業報告（案）、事務局長より第 2 号議案平成 27 年度収支決算（案）に関する件について併せて資料に基づき説明があった。
また、去る 5 月 25 日（水）に監事 2 名が定款第 33 条第 2 項の規定に基づき、事務

局から事業報告を受け、財産の状況、会計帳簿等の調査を行った結果、会計帳簿等は記載すべき事項を正しく記載し計算書類の記載と合致しており、法令及び定款に従い損益及び財産の状況を正しく示しているものと認められ、理事の職務執行に関する不正な行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められなかったとの監事監査報告がなされた。

本案に関して、次の意見及び質疑応答があった。

評議員： 本協会の幅広い積極的な活動に感服した。本協会は公益財団法人なので事業者に対する活動をしているのはわかるが、一般消費者に向けてのセミナーの取組はしていないのか。一般消費者向けの活動について今後の方向性を教えていただきたい。

事業報告P8の「機能性表示食品の表示・広告の適正化に向けた取組みの検討」について非常に期待をしている。機能性表示食品に関しては、一般社団法人健康食品産業協議会（以下、健康食品産業協議会という）がガイドラインを出したが、ガイドラインは出ただけでは機能しない。消費者が支援等を適正に受けるためには、ガイドラインだけではなく実際の食品が適正なものかどうか検証が必要だと思うが、健康食品産業協議会や本協会の今後の取組を教えていただきたい。

事務局長： 消費者を対象にしたセミナーについてはこれまで開催をしていなかったが、今回、平成28年度の安全性セミナーを開催する。このセミナーは、一般消費者にもわかってもらいたいので2回開催を予定していて、1回目は事業者、2回目を消費者と言う形でセットしている。これからは一般消費者を対象としたセミナーの開催も計画していく予定。「機能性表示食品の表示・広告の適正化に向けた取組みの検討」については、現在、健康食品産業協議会のほうでガイドラインを作成して、各団体で会員に説明会をするということになっている。当協会でも、東京と大阪ですることになっている。今後の運用については、健康食品産業協議会でも検討されると思うが、現在、トクホでやっているような審査会のような形でやる必要があるだろうと思っている。当協会としては、健康食品産業協議会に、現在のノウハウを生かして取り組んでいくのがいいのではないかと提案をさせてもらおうと思っている。

評議員： 事業報告P3の食品保健指導士（3）の資格更新が27年度31名ということだが、更新率はどのぐらいか。現在、サプリメント・アドバイザーの社会的な位置づけが余り明確ではないし受講者も少ない。今後どのようにしていくのか考えを聞きたい。

事務局長： 更新率については細かいことはわからない。更新制度が始まって2年ぐらい経過するが、最初にこの制度が始まったときに更新制ではなかった。医

師とか看護師の免許と同じと思って受講した人に新たに更新制度を入れたので、現在は漏れた人に猶予期間を与えて更新を行っている。ただ、全員が更新をしているということではない。

受講者数については少なくなってきている。いろいろな試みをして、企業型の講習会を実施して、1社応募をしてくれたところもあるが、その後なかなか応募がない。事務方としては、例えばドラッグストアの薬剤師とか栄養士等ある程度知識のある人達のところには、企業が希望する日に講師が訪問し、カリキュラムの全てを実施するのではなく一部のカリキュラムを実施するとか、写真入りの認定証を飾ってもらい販売できるようにするとか、そのようなことを考えているが、いろいろな意見を出してもらえたら考えていきたいと思っている。

評議員： 食品表示法や、機能性表示食品のガイドラインとかいったものに対してきちんとチェックをしていくような役回りができる行政にとってありがたいがある。消費者にもそれを教えてもらえるとかというような、どこかにありがたいのある存在になっていくことが大事だと思う。

消費者庁にしても、一つずつチェックできるわけではないので、任意かもしれないが、チェックや監視をする機能が確立されて、それを一定報告するという働きできて、行政もありがたいと思えば予算がつくかもしれない。今、食品表示が大変注目されており、特に機能性表示食品はいろいろな問題があるし、これからまだまだ登録数もふえてくるので、私の個人の意見だが、そういった役回りをしっかりしていけるような形であれば、いろいろなどころからの立ち位置がおのずとできてくるのではないかと思う。協会もそのような動きをして、アドバイザー・スタッフについても他の団体と協力して位置づけを考えて教育したらいかかと思う。

議長： ありがとうございます。そのようにほかの団体とも話をし、国ともいろいろ話をしていただきたい。

評議員： いわゆる健康食品の市場の動向を結構聞かれる。トクホとか流動食は市場規模調査が出ているが、難しいとは思いますがいわゆる健康食品等の市場調査について何かいい手法があるのかどうか、あるいはそういうのに取り組もうとしているのか教えてほしい。

事務局長： トクホと流動食については、会員から報告をもらい集計した。いわゆる健康食品については協会だけがやるのではなく、健康食品産業協議会みたいところでやった方がいいのではないか。原材料の動向を見たいのか、物の売り上げの伸びを見たいのか、それによってやるところが違ってくる。協会として特別な調査らしいものは考えていない。

評議員： 事業報告P6の3「健康食品安全性自主点検認証に関する事業」で、収支

を見ると落ちているが、傾向はどうか。

事務局長： 伸びていない。

評議員： 次のP7、情報提供のところの食品安全委員会の「いわゆる健康食品」に関するメッセージについて、何か意見は出したのか。ホームページに意見が入っているということでもいいか。この文章では意見を出したというようには見られなく、確認と検証を求めたとなっている。と言うのは、このレポートは見方によっては健康食品不要論になるのではないかという意見が結構出ている。それに対して、健康食品業界が反応を何もしないというのはまずいので、私自身は健康食品産業協議会として食品安全委員会の事務局長と面談して、こちらの見解は述べてきた。代表となるのはこの協会なので、不要論では困るということだ。それから、サプリメント・アドバイザーの件があったが、レポートの中には私の所属している日本臨床栄養協会のNRしか書いてない。書くなら関係している協会の食品保健指導士も書かなければいけないのではないか。公的な書類なので、逆に書かれていないことにクレームをつけてもいいのかなという気がした。

事務局長： 協会は会員に対して食品安全委員会が出してきたメッセージを読んで確認と検証を求めたと言うことを事業実績に書いてある。一方、協会としても食品安全委員会と今のような話も含めて意見交換をさせてもらった。その結果として、安全性について再来週セミナーを行うが、食品安全委員会の課長に講師となっただき、自分たちの意図するところ話していただく予定だ。これを機会に食品安全委員会と検討を続けて行きたいと考えているので、ぜひ今後の講習会、セミナーに参加していただきたい。

評議員： P8の機能性表示食品部会関係のところ、ガイドライン研究会のところになるのかもしれないが、一つ情報が入ったのだが、アメリカの内科学会が出したビタミンに関する「Enough Is Enough」というレポートで、ビタミンを含めたサプリメントのコストパフォーマンスはお金の無駄遣いだというようなレターなのだが、それに対して、反論しておかないとまずいと思うが、その辺は何か聞いているか。

機能性食品部長： 今の件はガイドライン研究会の第2分科会「機能性表示食品制度の課題の検討」で、座長の唐木先生から、こういうものも出ているので、そういう論文も十分に意識した上できちんとした要望書をつくる必要だろうという形で紹介してもらっている。

評議員： 特にそれに対して意見は言っていないということですね。次にP10ページの特設保健用食品部会関係のところ、最近私の団体の会員でもトクホをやるどころが出てきたのだが、審査の日程が当事者にわからないという状態が続いているということだ。なぜそうなっているのかわかれば教えてほ

しい。

特定保健用食品部長： トクホの場合には、審査にかける前の資料準備等についてはわかるが、審査会にかかると当事者には知らされていないようだ。今回、変更審査等もあったので、それも含めて事業者に対してアンケート的な調査をして、現在審査の状況がどうなっているかということ进行调查しようと考えている。その上で、調査結果をもとにまた対応を考えていきたいと思っている。

評議員： 協会として教えてもらうのは当然だという意見を言わないのか。当事者は日程がわからなければ、資料の用意もできない。

特定保健用食品部長： 協会としては、早く審査を慣習化してくれという形での要望を出している。また、定期的な形できちんと審査スケジュールを明確にしてほしいという要望も出している。

評議員： P12の栄養食品部関係の2番の「食品表示基準、栄養機能食品」のところだが、消費者庁の検討会では、委員から何でもかんでも栄養機能食品にすればいいという意見が出されている。その一方で栄養機能食品に対する認知が非常に悪いし、栄養機能食品制度はなくてもいいのではないかという意見もある。これに対して協会としては会員から要望を集めて出すということはやらないのか。

事務局長： 基本的には、栄養機能食品制度の普及は、国の制度なので国がやるだろうが、調査の結果について国民がわからないとすれば、しかるべき対応をとってもらいたいということを行うことはできると思う。それが多くの会員の意向かということ、そうだとということではない。

評議員： そういうことではなく、会員にそういう意向があるのかどうかということを知るのかどうか聞いたかった。今のところ聞く予定は特にないわけですね。

事務局長： もし、会員にそういう要望が多くあるということであれば、対応するということになると思うが、今のところ考えてはいない。

議長： 今の意見は、協会として意向を出せということか。

評議員 国がつくった制度だが、これだけ普及していないのに対して業界が動かないとどうにもならないと思うので、その火つけ役としてそういうことをする意向があるのかどうかということ聞いた。

議長： あるのかどうかと言うよりも、主体的に動いてくれとはっきり言ってどうか。それに対して、主体的に動くつもりがないとか、検討をしてみるということなのか、そこら辺を事務局から聞いてはどうか。

特定保健用食品部長： 栄養機能食品については、栄養食品部の会員からは、先ほどのような意向は出ていないので、こちらから働きかけるというような形

で対応はしていない。会員のほうからそういう声が出てくれば、アンケート調査等を含めて考えたいと思う。

評議員： P16で、いろいろなところに講演の講師派遣をしているが、その中で、「戸田市学校保健会（こどもの栄養とサプリメントについて）」はどういう目的の講演だったか聞きたい。

渉外広報室長： これは、戸田市学校保健会というところから、保護者に対して、また、学校関係の中での保健に携わる方々に対して、このタイトルどおりのことについて説明してもらい、実態を知りたいということで依頼があったもので、健康食品部の者が講演した。

評議員： 去年のこの時期の評議員会でも同じような質問をしたのだが、いつどこで、担当の誰があれもやりました、これもやりましたとあるのだが、例えばこういう講演でもアウトソースをしたのか、内部の職員で行ったのか。これだけ沢山の業務をするので、職員が沢山必要なのか、これ以上要らないのか。それについてはこれだけの賃金を払っているということを私はぜひ知りたい。

議長： 答えられる範囲でお願いします。

局務局長： アウトソースしているものはない。全て協会の職員が行っている。ただ、誰がどこに行ったかという細かい講演会資料は、膨大なものになるので添付はしていない。

評議員： GMPの調査は協会の職員で調査しているのではなく、誰かに依頼しているのではないか。

事務局長： GMPの調査で雇用しておりアウトソースしてはいない。

評議員： そういう調査員がいることがわからなかったのが、協会の職員が行っていると思っていた。それで、その比率に対して人件費が多いと思ったので質問をした。例えば、健康食品部は何人で担当しているとか、機能性食品部は何人で担当していると分かれば、そこから大体これだけの人件費がかかるのだなと分かるから。私自身納得するので話した。

事務局長： 健康食品部は8名ぐらいで対応している。その間にGMP調査員というのが17名いる。それは、調査に行くときの調査員として業務を行っている。職員の総数は29名で、総務部、健康食品部、機能性食品部、特定保健用食品部栄養食品部、学術情報部、渉外広報室というふうに分かれている。

評議員： 協会の組織図があつて、それには協会職員や協会の中で持っている勉強会、審査会、委員会等がホームページに載っているということなので見ればわかると思う。一度資料として出してもらおうとわかりやすいと思う。

議長： 組織概要を周知するのは、評議員として評価する上で必要だ。いろいろな委員会が内部組織としてあると思うが、そのボリュームと全体の構成は

我々評議員としても知っておいたほうがいいと思うので、どこかのタイミングで整理して出してもらえればいいと思う。

事務局長： わかりました。

評議員： 平成27年度の事業の結果報告に当たって、当初の事業計画及び収支予算からしてどのような結果だったのか、27年度はこういった面が実施出来なかったのも、来年に向けて何をやる必要があるかとか、そういったところをもう少し深く掘り下げて議論できるようにしてもらったほうがいいと思う。

議長： 今回の発言に私も賛成だ。きちんとした事業内容の報告はあるが、例えばいろいろな許可数等の報告はあるが、前年比がない。なので、その増減がわからない。収支を見ると、やはりJHFAマークは減ってきているとか、あるいは安全性もいまいち伸びていないとか、機能性表示とGMPで何とか事業として収益をつないでいるのだなというのが読み解けるのだが、逆に言うと、最初の段階からそういう形の構成比とか、前年対比の増減とかを加味した形での報告をしてもらおうと、今言ったように重点項目としてこれは力を入れたので、これだけの成果があったとか、これについてはしばらく動いていないので、結果としてこうなっているというような意思が入った報告をしてもらえると評価しやすいと感じた。それについて意見を聞かせてもらいたい。

理事長： 今、言った通りだと思う。議長が言ったような形で次回はめり張りをつけた説明をさせてもらうよう努力したいと思うのでよろしく願いしたい。

評議員： 今回のことに関連して、事業計画を明確に立て、それに対して定量的な目標値を置いて、それを評価するという形にしないと、何を我々が評議員会で評価したらいいかそれが見えづらい。やはり事業計画と事業目標を明確に立てて、それを評価していくという方式にしたらどうかと思う。

議長： 私も全く同感だ。理事長、いかがか。

理事長： 言われたように、年度の事業計画を立てているのだが、それについてどう評価するかというところが今まで弱かったのかもしれないので次回から、そこはしっかりと資料もあわせて考えてみたいと思う。

議長： よろしく願います。

本議案について意見を求めたところ、他には意見もなく、第1号議案平成27年度事業報告（案）及び第2号議案平成27年度収支決算（案）に関する件について出席評議員全員一致で了承された。

第3号議案 定款変更（案）に関する件

議長の求めに応じて、総務部長より第3号議案定款変更（案）に関する件について資料に基づき説明があった。

説明によると、変更の箇所は、本協会の定款の第5条、第6条で、まず、第5条の「目的」のところの変更点が2点で、1つ目は、前の理事会での提案に基づくもので、健康食品という言葉が1番目に持ってくるということ。あわせて食品表示法の施行に伴い、機能性表示食品制度が創設されたので、保健機能食品のカテゴリーに機能性表示食品を、特定保健用食品と栄養機能食品と並べて明記すること。それから、栄養表示の関係法規として、食品表示法を追加したということ。また、第6条の「公益事業」の箇所は、第1項の部分の改正は先ほどの説明と同様で、公益事業(2)が、公益事業の類型で言うと、国の施策に対する支援事業という位置づけであるので、既存のトクホとか特別用途食品の申請指導に加えて、機能性食品の届け出にかかわる支援事業を行うということを追加するということを変更したいというものである。

定款についての変更箇所

第2章 目的及び事業

(目的)

第5条 この法人は、健康食品、保健機能食品(特定保健用食品、機能性表示食品、栄養機能食品)及び特別用途食品等、~~それら以外の健康食品及びその他加工栄養食品~~に関する情報の収集、調査研究及び適切な知識の普及啓発を行うとともに、これら食品の栄養表示については健康増進法並びに食品表示法の趣旨に則り適正な普及に努め、また健康食品については、公衆衛生上及び国民の健康の保護の見地から基準の設定並びに当該認定制度の運営を行い、もって国民の健康の保持増進に寄与することを目的とする。

(公益事業)

第6条 この法人は、前条の目的を達成するため、健康食品、保健機能食品(特定保健用食品、機能性表示食品、栄養機能食品)及び特別用途食品等、~~それら以外の健康食品及びその他加工食品~~に係る次の事業を行う。

- (1) 公衆衛生及び国民の健康の保護の見地から規格基準の設定並びに当該基準に係る認定制度の運営及び普及に関する事業
- (2) ~~特定保健用機能食品及び特別用途食品の許可申請並びに届出に係る指導、調査及び講習を行う事業~~
- (3) 消費者に対する適切な知識の普及啓発を担う人材育成に関する事業
- (4) その他公益目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

本案に関して、次の意見及び質疑応答があった。

評議員： 健康食品は法的な定義はなく、行政がここではこういう意味で使うという定義づけをして、行政文書の中でもこの言葉を使っているので、そこを参考にして、健康食品の定義づけをつけ加えられたほうがいいと思うので提案する。

総務部長： 法律上で定義されているトクホとか特別用途食品があり、それも含めて「いわゆる健康食品」と言っていたが、それら以外ということで健康食品と言った。例えば消費者庁が、今年の春に「いわゆる」という言葉を消して「健康食品」というような意味で使い始めたので、理事会でも、協会はトクホ、特別用途食品、健康食品をメインに事業をしているのであれば、健康食品を前に出してはどうかという提案があったので。

評議員： 行政も「いわゆる」をとって使っているので、そのことに全く異論はない。ただ、法的用語ではないので、こういう意味で使うということ、定款が誰から見ても客観的にわかるという意味でつけ加えたほうが良いと思う。

総務部長： ありがとうございます。検討します。

議長： 今の件、検討することを含めて、第3号議案 定款変更（案）に関する件は承認することでもいいか。

本議案について意見を求めたところ、他には意見もなく、第3号議案定款の変更に関する件について出席評議員全員一致で了承された。

第4号議案 役員の改選に関する件

議長の求めに応じて、総務部長から選出手順と推薦基準について、配布された資料に基づき説明があった。

説明によると、「理事改選の手順」に従い、今年の3月23日の臨時評議員会で承認された役員候補選出委員会の委員5名で、去る6月15日に役員候補選出委員会を開催し候補者案を検討して、本日の定時評議員会に候補者の名簿を提出した。また、当協会が公益財団法人に移行するに当たり決定された「当協会の理事、評議員に関する推薦基準について」の説明がなされた。

続いて、議長より理事選出について資料に基づき説明があった。

説明によると、今回、新しく理事候補の選出をしたが、それに伴って理事会への要というものを評議員会議長名で出したいと考えているということ。理事候補選出の経緯として、去る6月15日に役員候補選出委員会委員5名が理事会から出された候補者名簿案をもとに議論し、新たな理事の候補者を選出した。それについては、まず、理事会から推薦基準についてという内容の文書がついて、具体的な候補者名簿案26名が提出されたので、これをベースにして、一人一人の内容を確認した。その結果、当初の候補者案から2名を外したのだが、そのうち1名は業界団体からの推薦の方だったが、所属する企業が当協会の会員でなかったため、基本的に協会の会員であるという前提なので外した。もう1名は学識経験者として候補に名前が挙げられた方だが、これについては、業界団体選出と学識経験者選出の構成比率があり、等分の比率とすると、学識経験者から1名候補を外すことが好ましく、それによって適正な対比になるという考え方があり、いろいろ議論をして業界の事業活動に直接的に関係が薄い方を除外させて

もらった。結果として、26名の候補案があったが、役員候補選出委員会委員5名の総意として、24名をこの評議員会で承認いただく候補者とした次第である。

おのおのの候補者については資料の「理事候補者案」に書かれてあるように、学識者、健食懇等業界団体の名前が書いてある24名で、学識者と業界団体は12対12の比率になっていて、どちらにも偏らないということで選出候補とした。理事歴、再選の方、新しく選任される方がわかると思うが、基本的に業界団体は業界団体からの推薦をベースにそのまま選出しているとのことであった。

本案に関して、次の意見及び質疑応答があった。

評議員： 議長名での理事会への要望書の3番目で、常勤理事の配置とあるが、人件費、コスト面は大丈夫なのか。

議長： 常勤ということで全部有給にする必要があるかどうかという点もある。理事会でしっかり議論をしてもらい、事業方針においてもどんな事業をこれからやっていこうとしているか、どこに優先順位をつけていこうとしているかというようなことが伝わるような理事会活動を今後していけるよう提案をした。

評議員： 議長が言うように理事会の活性化がこの協会の下支えをして今後の方向づけをしていくと思う。従って、将来的に見直すところは見直していく、または変えていくものは変えていくということを若干文章に入れればいいのではないかと思う。

議長： 足りないところは口頭でその意図を伝えていきたいと思う。

評議員： 皆さんからそろそろ業界から代表者をという話があるのですが。

議長： そういう話は聞いていませんが、誰からですか。

評議員： ここに書いてある候補者の方から、業界がもう成熟してきているから、業界の中から代表者を出して応援していくのが本来であるという話があった。

議長： それは私に対する意見ですか。それとも事務局に対する質問ですか。

評議員： 要するに、業界が自分たちのことを自分たちで責任を持ってやっていかなければいけないことだと思う。これは私の意見です。

議長： この要望書の主旨は、一にも二にも理事会がもっと具体的な活動計画を明確に出し、それに対して邁進していく理事会になってもらいたい。そのためには、理事会で理事及び評議員の選出基準とか、推薦団体の枠数とか、年齢等のルールを明確で適正なものに明記してもらうことが望ましいと思い、それについて一度検討してもらいたいということを出した。

評議員： 先ほど言ったように、理事会の活動が大事であると思う。もう一つ、この団体は公益財団なので先ほどの評議員が言った意見でいいのか。二つの面があり、業界の活性化と理事会の活性化が大事ではあるが、中立的な立場の公益財団なので、そういったところも考えた上で説明してもらえればと思う。

議長： わかりました。

評議員： 私もこれまで評議員会に出席してきたが、今の話で、協会がこれから先、健康食品業界の中心となって実質的にやっていくために、先ほど出ていたアドバイザー・スタッフをどう活用していくか、食品表示、これから市場に出て来る食品をどのようにチェックするか、JHFAマークの周知活動、公益性の問題等、幾つかの課題があると思う。それをどのように行っていくか、理事会で課題を抽出し、それを業務執行理事会を中心として検討していくのか、ワーキンググループを作って検討していくのか、そのための機能をどうしていくかということを目に見える形にしていくことが第一だと思う。協力者として外の有識者もいるし、評議員の中からも有識者として加わってもいいと思う。そのようにしていくと議論が前に進み、発展的な会議の内容になると思う。皆さんも参加していけるような形にしてもらえようをお願いしたい。

議長： 理事長、この意見についてどうか。

理事長： 評議員会議長の名前で理事会に対する要望がまとめられたが、私は理事の中の代表理事なので、この部分については一つ一つ真剣に考えていかなければいけないと考えている。業務執行理事も4名体制で今までやってきたが、1名が体調を崩して退任し、1名減ということになっている。定款上は6名まで置くことができるということになっている。実質上、業務執行理事がいろいろ方針を議論して理事会に図るという手順を踏んでいるので、業務執行理事会を強化しろとか、あるいはそのうちの1名は常勤理事にしろという提言については、真摯に議論していきたいと考えている。

議長： 明日、臨時理事会が開かれるので、私も出席する予定だ。理事会はあまり活発な議論がされないと聞いているが、評議員会として議論されたことが理事会に伝わっていかないと変わっていかないので、私の一つの役割として通常理事会に出席し評議員会の意見を伝えていこうと思っている。

それでは、議論もつくされたので、第4号議案役員の改選に関する件について、お配りした理事候補者24名のリストを基に、新理事の選任について一括して承認をいただきたいがいかがか。

出席評議員一同から賛成があったので、議長が24名の理事候補者リストを基に選任を図った結果、出席評議員全員一致で新理事が原案通り選任された。

選任された理事は次の通り。

(再任理事 17名)

下田智久、山口喜久二、鈴木信二、山本 徹、天ヶ瀬晴信、中村 靖、生越直仁、橋本雅男、田中 汎、平野宏一、石原健夫、臼杵孝一、駒村純一、森 伸夫、矢頭徹、宮崎修一、吉田武美

(新任理事 7名)

武中大輔 (甲陽ケミカル(株) 専務取締役)

板波英一郎（クロレラ工業㈱ 取締役副社長）
山田英生（㈱山田養蜂場本社 代表取締役）
阿南 久（一般社団法人消費者市民社会をつくる会 代表理事）
大野泰雄（公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団 理事長）
清水 誠（東京大学 名誉教授）
鈴木康夫（宮城大学地域連携センター副センター長（教授））

任期は選任された日から2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで。

なお、任期満了による退任者4名は次のとおり。

石崎典正、黒木義文、新免芳史、中嶋睦安

報告事項

- ・平成28年度補正予算・事業計画変更について
- ・「番号法」施行に伴う規程等の変更について

議長の求めに応じて、事務局長より平成28年度補正予算・事業計画変更について、総務部長より「番号法」施行に伴う規程等の変更に関する件について資料に基づき説明があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、15時30分、議長は閉会を宣言し、解散した。